

租税条約・租税協定の進展状況 (2021年12月1日～2023年7月31日)

August 2023

In brief

2021年12月1日から2023年7月31日までの期間に、セルビア、モロッコ、コロンビアとの新租税条約、アゼルバイジャンとの新租税条約(旧ソ連との租税条約の全面改正)、スイスとの租税条約改正議定書について発効、または発効が確定しました。また、アルジェリアとの新租税条約について署名が行われ、ギリシャとの新租税条約について実質合意に至りました。

これにより、我が国が締結している租税条約・租税協定(2023年8月1日現在)は84を数え、153カ国・地域(旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約で複数国へ承継されている国を含む)との間に適用されています¹。

なお、我が国はアラブ首長国連合との間で2014年に租税条約を締結し、2015年1月1日以後(又は課税期間)の取引について当該条約が適用されていますが、アラブ首長国連合における法人税の導入²(2023年6月1日)に伴い、日本源泉の所得に対する課税に係る条約の特典を享受することができる居住者が拡充されることとなりました³。

上記の他に、BEPS 防止措置実施条約(「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」。以下、「本条約」。我が国については2019年1月1日に発効)に関して、我が国が本条約の適用対象として選択している租税条約の相手国(43カ国・地域)のうち、2023年6月30日現在、39カ国・地域が本条約の批准書等を寄託しています⁴。2021年12月1日から2023年7月3日までの期間に新たに本条約の批准書等を寄託した国・地域は、ルーマニア、タイ、中国・香港、ブルガリア、南アフリカ、メキシコ、ベトナムとなります。

In detail

1. 租税条約(議定書)・租税協定等の発効

2021年12月1日から2023年7月31日までの間に署名が完了し、発効または発効が確定した租税条約(議定書)・租税協定等は次頁のとおりです。

¹ https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/index.htm#a02

84条約の内訳は、下記となります。

- ・二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする租税条約: 71
- ・租税に関する情報交換を主たる内容とする情報交換協定: 11
- ・税務行政執行共助条約(多国間協定): 1
- ・日台民間租税取決め: 1

² <https://u.ae/en/information-and-services/finance-and-investment/taxation/corporate-tax>
<https://mof.gov.ae/wp-content/uploads/2022/12/Federal-Decree-Law-No.-47-of-2022-EN.pdf>

³ 詳細は国税庁から公表された、改正のあらましをご参照下さい。
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0014720-22.pdf>

⁴ 2023年6月30日現在、本条約の批准書等が未寄託となっているのは、イタリア、トルコ、フィジー、クウェートの4カ国。

相手国	発効日 (適用日)	条約名または協定名	投資所得に対する源泉地国課税の軽減または免除		
			配当	利子	使用料
セルビア	2021年12月5日(2022年1月1日)	「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約」(注1)	5%(持分(注)保有割合25%以上・保有期間365日以上) 10%(その他) (注)日本法人支払の場合は議決権、セルビア法人支払の場合は資本	免税(政府受取等) 10%(その他)	5%(著作権) 10%(その他)
モロッコ	2022年4月23日(2023年1月1日)	「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約」(注2)	5%(持分(注)割合10%以上) 10%(その他) (注)日本法人支払の場合は議決権、モロッコ法人支払の場合は資本	免税(政府受取) 10%(その他)	5%(設備) 10%(その他)
コロンビア	2022年9月4日(2023年1月1日)	「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約」(注3)	5%免税(年金基金受取) 5%(議決権保有割合20%以上・保有期間6月以上) 10%(その他)	免税(政府、金融機関間、年金基金受取等) 10%(その他)	2%(設備) 10%(その他)
スイス	2022年11月30日(2023年1月1日、相互協議手続き及び仲裁手続きについては、2022年11月30日から適用)	「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書」(注4)	免税(持分(注)保有割合10%以上・保有期間365日以上) 10%(その他) (注)日本法人支払の場合は議決権、スイス法人支払の場合は発行済株式又は議決権	免税	免税(改正なし)
アゼルバイジャン	2023年8月4日(2024年1月1日)	「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約」(注5)	7%	免税(政府受取等) 7%(その他)	7%

詳細につきましては、以下、財務省ウェブサイトなどをご参照ください。

(注1) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20211108Ser.html

(注2) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20220325Mor.html

(注3) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20220808Co.html

(注 4)https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20221101Swi.html

(注 5)https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20230705Aze.html

2. 租税条約(議定書)・租税協定の署名等

2023 年 7 月 31 日現在、署名等が行われているものの、まだ発効していない条約は下記のとおりです。

相手国	署名日 (発効日)	条約名または協定名	投資所得に対する源泉地国課税の軽減または免除		
			配当	利子	使用料
アルゼンチン	2019 年 6 月 27 日(未発効)	「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルゼンチン共和国との間の条約」(注 6)	10%(議決権保有割合 25%以上・保有期間 6 月以上) 15%(その他)	免税(政府受取等) 12%(その他)	3%(ニュース) 5%(著作権) 10%(その他)
アルジェリア	2023 年 2 月 7 日(未発効)	「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約」(注 7)	5%(持分(注)保有割合 25%以上・保有期間 365 日以上) 10%(その他) (注)日本法人支払の場合は議決権、アルジェリア法人支払の場合は資本	免税(政府受取) 7%(その他)	10%

詳細につきましては、以下、財務省ウェブサイトなどをご参照ください。

(注 6)https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20190628ar.html

(注 7)https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20230208Alg.html

3. 租税条約・租税協定の交渉開始

2023 年 7 月 31 日現在、締結交渉中の条約等は下記のとおりです。

相手国	主たる内容
チュニジア	新租税条約の締結交渉を開始(2019年3月25日)し、現在も交渉中。(注8)
ギリシャ	新租税条約の締結交渉を開始(2019年5月8日)し、2023年1月30日に実質合意に至る。(注9)
フィンランド	租税条約の改正交渉を開始(2019年5月22日)し、現在も交渉中。(注10)
ナイジェリア	新租税条約の締結交渉を開始(2019年6月19日)し、現在も交渉中。(注11)
ウクライナ	新租税条約(旧ソ連との租税条約の全面改正)の締結交渉を開始(2021年3月22日)し、現在も交渉中。(注12)
トルクメニスタン	新租税条約(旧ソ連との租税条約の全面改正)の締結交渉を開始(2023年7月3日)し、現在も交渉中。(注13)

詳細につきましては、以下、財務省ウェブサイトなどをご参照ください。

(注 8)

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11612882/www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20190322tun.htm

(注 9)

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11612882/www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20190507_gr.htm

(注 10)

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11612882/www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20190521fi.htm

(注 11)

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11612882/www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20190618ng.htm

(注 12) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210319Ukr.html

(注 13) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20230630Tkm.html

4. 我が国との BEPS 防止措置実施条約の発効

我が国は、2018年9月26日にBEPS防止措置実施条約(以下、「本条約」)の受諾書をOECD事務総長に寄託し、本条約は我が国について2019年1月1日に発効しました。2021年12月1日から2023年7月3日までの間に新たに本条約の批准書等の寄託により、発効または発効が確定した租税条約・租税協定等は以下のとおりです。なお、フィンランドについて、本条約は2019年6月1日に発効していますが、2023年6月27日の通告により適用される規定(第9条4(不動産化体株式の譲渡収益に対する課税に関する規定))が追加されています。

相手国	寄託日(発効日)	適用 ⁵		適用される本条約の規定 ⁶
		源泉徴収課税	その他の課税	
ルーマニア	2022年2月28日、2023年3月6日(2022年6月1日)	2024年1月1日以後に生ずる課税事象	2023年10月5日(ルーマニアでは2024年1月1日)以後に開始する課税期間	第3条1、第4条1、第6条1、第6条3、第7条1、第16条1第一文、第16条1第二文、第16条2第二文、第17条1
タイ	2022年3月31日(2022年7月1日)	2023年1月1日以後に生ずる課税事象	2023年1月1日以後に開始する課税期間	第6条1、第7条1、第12条1及び2、第13条2、第13条4、第15条、第16条2第二文
中国	2022年5月25日(2022年9月1日)	同上	2023年3月1日以後に開始する課税期間	第4条1、第6条1、第6条3、第7条1、第17条1
香港	2022年5月25日、2023年2月21日(2022年9月1日)	2024年1月1日(香港では2023年3月23日以後に開始する課税期間の初日)以後に生ずる課税事象	2023年9月23日以後に開始する課税期間	第6条1、第6条3、第7条1、第16条1第一文
ブルガリア	2022年9月16日(2023年1月1日)	2023年1月1日以後に生ずる課税事象	2023年7月1日(ブルガリアでは2024年1月1日)以後に開始する課税期間	(第5条6(外国税額控除による二重課税の除去に関する規定)ブルガリアの居住者にのみ適用)、第6条1、第7条1、第9条4、第12条1及び2、第15条、第16条1第一文、第17条1
南アフリカ	2022年9月30日(2023年1月1日)	同上	2023年7月1日以後に開始する課税期間	第3条1、第4条1、第6条1、第6条3、第7条1、第9条4、第13条2、第13条4、第15条、第17条1
メキシコ	2023年3月15日(2023年7月1日)	2024年1月1日以後に生ずる課税事象	2024年1月1日以後に開始する課税期間	第4条1、第6条1、第6条3、第7条1、第9条4、第10条1から3まで、第12条1及び2、第13条2、第13条4、第15条、第16条1第一文、第16条2第二文、第16条3第二文

⁵ 相互協議及び仲裁規定の適用については、別途適用規定が設けられている場合があります。

⁶ 我が国が適用することを選択している本条約の規定は以下のとおりです。

- ① (第3条)課税上存在しない団体を通じて取得される所得に対する条約適用に関する規定
- ② (第4条)双方居住者に該当する団体の居住地国の決定に関する規定
- ③ (第6条)租税条約の目的に関する前文の文言に関する規定
- ④ (第7条)取引の主たる目的に基づく条約の特典の否認に関する規定
- ⑤ (第9条)主に不動産から価値が構成される株式等の譲渡収益に対する課税に関する規定
- ⑥ (第10条)第三国内にある恒久的施設に帰属する利得に対する特典の制限に関する規定
- ⑦ (第12条)コミッショナ契約を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定
- ⑧ (第13条)特定活動の除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定
- ⑨ (第16条)相互協議手続の改善に関する規定
- ⑩ (第17条)移転価格課税への対応的調整に関する規定
- ⑪ (第6部)義務的かつ拘束力を有する仲裁に関する規定

ベトナム	2023年5月23日 (2023年9月1日)	同上	2024年3月1日 (ベトナムでは2025年1月1日) 以後に開始する課税期間	第6条1、第6条3、第7条1、第12条1及び2、第13条2、第13条4、第15条
フィンランド	2023年6月27日(2019年6月1日)	同上	2024年1月1日 以後に開始する課税期間	第9条4

上記の他、2019年1月1日以後に我が国について本条約が発効した対象国は以下のとおりです。

相手国	寄託日 (相手国発効日)	適用		適用される本条約の規定
		源泉徴収課税	その他の課税	
ポーランド	2018年1月23日(2018年7月1日)	2019年1月1日以後に生ずる課税事象	2019年7月1日以後に開始する課税期間	第3条1、第4条1、第5条6、第7条1、第9条4、第17条1
スウェーデン	2018年6月22日(2018年10月1日)	スウェーデンが行う、国内手続が完了した旨の通告から一定期間後		第6条1、第7条1、第16条1第一文
ニュージーランド	2018年6月27日(2018年10月1日)	2019年1月1日以後に生ずる課税事象	2019年7月1日以後に開始する課税期間	第3条1、第4条1、第6条1、第7条1、第9条4、第10条1から3まで、第12条1及び2、第13条2、第13条4、第15条、第16条1第一文、第17条1
英国	2018年6月29日(2018年10月1日)	同上	同上	第3条1、第4条1、第6条1、第6条3、第7条1、第13条4、第15条、第16条1第一文、第16条2第二文、第17条1
イスラエル	2018年9月13日(2019年1月1日)	2019年1月1日以後に生ずる課税事象(イスラエルでは2019年1月1日以後に開始する課税期間の初日以後に生ずる課税事象)	2019年7月1日(イスラエルでは2020年1月1日)以後に開始する課税期間	第3条1、第4条1、第6条1、第7条1、第9条4、第10条1から3まで、第12条1及び2、第13条2、第13条4、第15条、第17条1
スロバキア	2018年9月20日(2019年1月1日)	2019年1月1日以後に生ずる課税事象	2019年7月1日以後に開始する課税期間	第3条1、第4条1、(第5条6(外国税額控除による二重課税の除去に関する規定)スロバキアの居住者にのみ適用)、第6条1、第6条3、第7条1、第9条4、第10条1から3まで、第12条1及び2、第13条2、第13条4、第15条、第16条1第一文、第16条2第二文、第17条1
オーストラリア	2018年9月26日(2019年1月1日)	同上	同上	第4条1、第6条1、第6条3、第7条1、第9条1、第13条2、第13条4、第15条、第16条1第一文、第6部、第19条12、第23条2、第23条5、第28条2(a)
フランス	2018年9月26日(2019年1月1日)	同上	同上	第6条1、第6条3、第7条1、第9条4、第12条1及び2、第13条4、第15条、第16条1第一文、第17条1、第6部、第19条11、第19条12、第23条2、第23条5、第28条2(a)
シンガポール	2018年12月21日(2019年4月1日)	2020年1月1日以後に生ずる課税事象	2019年10月1日以後に開始する課税期間	第6条1、第6条3、第7条1、第17条1、第6部、第19条12、第23条3、第23条5、第28条2(a)
アイルランド	2019年1月29日(2019年5月1日)	同上	2019年11月1日以後に開始する課税期間	第3条1、第6条1、第6条3、第7条1、第9条4、第13条4、第15条、第16条1第一文、第16条1第二文、第16条2第二文、第17条1、第6部、第19条12、第23条3、第23条5、第28条2(a)

相手国	寄託日 (相手国発効日)	適用		適用される本条約の規定
		源泉徴収課税	その他の課税	
フィンランド	2019年2月25日(2019年6月1日)	同上	2019年12月1日(フィンランドでは2020年1月1日)以後に開始する課税期間	第6条1、第7条1、第16条1第一文、第16条1第二文、第16条2第二文、第17条1、第6部、第19条12、第23条2、第23条5、第28条2(a)
オランダ	2019年3月29日(2019年7月1日)	同上	2020年1月1日以後に開始する課税期間	第4条1、(第5条2(国外所得免除による二重課税の除去に関する租税条約の規定の適用を制限する規定)オランダの居住者にのみ適用)、第6条1、第6条3、第7条1、第9条1、第10条1から3まで、第13条2、第13条4、第15条、第16条1第一文、第17条1
ルクセンブルク	2019年4月9日(2019年8月1日)	同上	2020年2月1日以後に開始する課税期間	第3条1、(第5条2(国外所得免除による二重課税の除去に関する租税条約の規定の適用を制限する規定)ルクセンブルクの居住者にのみ適用)、第6条1、第6条3、第7条1、第16条1第一文、第17条1、第6部、第19条12、第23条2、第23条5、第28条2(a)
アラブ首長国連邦	2019年5月29日(2019年9月1日)	同上	2020年3月1日以後に開始する課税期間	第6条1、第6条3、第7条1、第16条1第一文、第17条1
インド	2019年6月25日(2019年10月1日)	同上	2020年4月1日以後に開始する課税期間	第4条1、第6条1、第7条1、第9条4、第10条1から3まで、第12条1及び2、第13条2、第13条4、第15条、第17条1
ノルウェー	2019年7月17日(2019年11月1日)	同上	2020年5月1日以後に開始する課税期間	第3条1、第4条1、第6条1、第6条3、第7条1、第12条1及び2、第13条2、第13条4、第15条、第16条1第一文
ウクライナ	2019年8月8日(2019年12月1日)	同上	2020年6月1日以後に開始する課税期間	第6条1、第6条3、第7条1、第9条4、第10条1から3まで、第12条1及び2、第13条2、第13条4、第15条、第16条1第一文
カナダ	2019年8月29日(2019年12月1日)	同上	同上	第4条1、第6条1、第7条1、第9条4、第16条1第二文、第6部、第19条12、第23条5、第28条2(a)
カタール	2019年12月23日(2020年4月1日)	2021年1月1日以後に生ずる課税事象	2020年10月1日以後に開始する課税期間	第6条1、第6条3、第7条1、第16条1第一文
サウジアラビア	2020年1月23日(2020年5月1日)	同上	2020年11月1日以後に開始する課税期間	第6条1、第6条3、第7条1、第12条1及び2、第13条2、第13条4、第15条、第16条1第一文、第17条1
ポルトガル	2020年2月28日(2020年6月1日)	同上	2020年12月1日以後に開始する課税期間	第6条1、第9条4、第13条4、第15条、第17条1
インドネシア	2020年4月28日(2020年8月1日)	同上	2021年6月26日(インドネシアでは、2022年1月1日)以後に開始する課税期間	第4条1、第6条1、第7条1、第9条4、第12条1及び2、第13条2、第13条4、第15条、第17条1
韓国	2020年5月13日(2020年9月1日)	同上	2021年3月1日以後に開始する課税期間	第6条1、第7条1、第16条1第一文、第17条1
チェコ	2020年5月13日(2020年9月1日)	同上	同上	第6条1、第7条1、第16条1第一文、第16条1第二文

相手国	寄託日 (相手国発効日)	適用		適用される本条約の規定
		源泉徴収課税	その他の課税	
カザフスタン	2020年6月24日(2020年10月1日)	同上	2021年4月1日以後に開始する課税期間	第4条1、第6条1、第7条1、第9条4、第10条1から3まで、第12条1及び2、第13条2、第13条4、第15条、第16条1第一文、第17条1
オマーン	2020年7月7日(2020年11月1日)	同上	2021年5月1日以後に開始する課税期間	第4条1、第6条1、第7条1、6条1第一文
エジプト	2020年9月30日(2021年1月1日)	同上	2021年7月1日以後に開始する課税期間	第4条1、第6条1、第6条3、第7条1、第9条4、第12条1及び2、第13条2、第13条4、第15条、第16条1第一文、第16条1第二文、第16条2第二文
ドイツ	2020年12月18日(2021年4月1日)	ドイツが行う、国内手続が完了した旨の通告から一定期間後		第9条4、第10条1から3まで、第13条2
パキスタン	2020年12月18日(2021年4月1日)	2021年1月1日以後に生ずる課税事象(パキスタンでは2021年4月1日以後に開始する課税期間の初日以後に生ずる課税事象)	2021年10月1日以後に開始する課税期間	第4条1、第6条1、第6条3、第7条1、第9条4、第10条1から3まで、第12条1及び2、第13条2、第13条4、第15条、第16条1第一文、第17条1
マレーシア	2021年2月18日(2021年6月1日)	2022年1月1日以後に生ずる課税事象	2021年12月1日以後に開始する課税期間	第3条1、第6条1、第7条1、第12条1及び2、第13条2、第13条4、第15条、第16条1第一文
ハンガリー	2021年3月25日(2021年7月1日)	2022年1月1日以後に生ずる課税事象	2022年1月1日以後に開始する課税期間	第6条1、第6条3、第7条1、第17条1、第6部、第19条12、第23条2、第28条2(a)

詳細につきましては、以下、財務省ウェブサイトなどをご参照ください。

「BEPS 防止措置実施条約の我が国の租税条約に対する適用関係」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/mli.htm#a05

The takeaway

改正租税条約及び新租税条約の適用にあたっては、減免税率等の適用日を確認するとともに、新たに導入される条約の特典の濫用防止規定が投資のストラクチャーに与える影響について分析することが必要です。また、条約の特典の濫用防止規定としてLOB(Limitation on Benefit)が導入されている場合には、特典条項に関する付表(租税条約毎に国税庁のウェブサイトに書式が掲載されています)に係る情報の入手等の準備が必要です。

BEPS 防止措置実施条約の発効により、既存の租税条約等が修正される際に、恒久的施設認定の人為的回避防止のための規定(12条、13条)、課税上存在しない団体を通じて取得される所得の規定(第3条)や不動産化体株式譲渡益課税規定(第9条)の適用が選択されている場合等においては、必ず修正される条約の特典の濫用防止規定に加えて、これら適用が選択されている規定も考慮したところで既存及び今後の投資形態への影響を分析することが必要となります。場合によってはストラクチャーの見直しが必要になることも考えられますので、ご留意ください。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Emai:jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

浅川 和仁

マネージング・ディレクター

鬼頭 朱実

ディレクター

城地 徳政

ディレクター

荒井 優美子

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.